

事務所通信

澤口会計事務所

11月号

2019年10月31日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<ごみ処理費用の消費税～地方自治体は消費税の納税義務なしですが・・・～>

10/8 の東京新聞で「事業ごみの処理料金に消費税を課していない」ことについて取り上げていました。記事によると東京都で消費税を課していないと回答したのは府中市、立川市、国分寺市、小金井市です。立川市は消費税の非課税取引に該当すると回答しており、住民票の交付と同様に行政手数料であるとしています。府中市、小金井市は国に消費税を納めていないことを理由としています。消費税は預かった消費税から支払った消費税の差額を納めることを基本とし、支払った消費税が大きければ逆に税金の還付を受け取ることができます。輸出企業では輸出品は免税、一方国内仕入は課税となるため消費税の還付申告となるケースはあります。トヨタ、ホンダなどの自動車メーカー、キャノン、パナソニックなどの大企業も消費税の還付法人です。課税仕入一辺倒の地方自治体が申告をしまつと消費税の還付となってしまうため地方自治体は特別な取り扱いとなります。

消費税の非課税取引は以下限定列挙されており、それ以外は課税となります。

- (1) 土地の譲渡、貸付
- (2) 有価証券、支払手段の譲渡
- (3) 利子、保証料、保険料など
- (4) 郵便切手、印紙などの譲渡（郵便切手は購入時は非課税、使用時に課税）
- (5) 商品券、プリペイドカードなどの譲渡（上記郵便切手と同様）
- (6) 国等が行う行政手数料など（住民票、戸籍等の交付など）
- (7) 外国為替
- (8) 社会保険医療など
- (9) 介護保険サービス
- (10) 助産
- (11) 火葬料、埋葬料
- (12) 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付
- (13) 学校教育（授業料、入学金など）
- (14) 教科用図書の譲渡
- (15) 住宅の貸付

立川市はごみ処理は上記(6)の行政手数料に該当すると回答していますが、住民票の交付など地方自治体のみが扱えるものは非課税、民間と競合するものは課税が原則ですので非課税は誤りです。多くの自治体ではごみ袋を販売する事業者に対して税込価格であり別途消費税を徴収しないよう求めています。

東京新聞において千葉大学の新藤宗幸名誉教授は消費税を課していないことによる不足分を他の税金で穴埋めすることになることを問題視していますが、コスト等を加味して税込価格でごみ処理料金は決定されているでしょうからの外れな指摘に感じます。処理費用に不足があればその分料金を値上げすれば済む話です。実際に消費税増税に伴い 10/1 からごみ処理料金を増額している自治体があります。福岡県糸島市は事業系のごみ処理料金を 5~6 倍に値上げしました。多額の税金で穴埋めしており今までが近隣自治体の 12 分の 1 ほどで安すぎたというのが理由ですが、上げ幅の大きさに不評を買っています。

<自然災害多発～非常食の必要性が高まります～>

9/9 の台風 15 号による強風による物音で深夜に目が覚め数時間眠れませんでした。その後の台風 19 号は更に強力か！？との情報により急いでアマゾンでランタンを購入(スーパー等では防災用品売り切れ続出情報もあり)、ベランダの物干竿は下ろしました。風は思いのほか強くありませんでしたが大雨の影響により各地に甚大な被害が生じました。その後、ディスカウントショップでランタンを見たところ安くて良いものがあり少々落ち込みました。

災害に備えて非常食を用意している方はいらっしゃると思います。従業員のために非常食を用意している企業もあるかと思いますが非常食を購入した場合の税務処理はどのようになるか。

消耗品や切手などで未使用のものがあれば原則「貯蔵品」として資産計上し、使用した時点で費用処理します(各事業年度ごとにおおむね一定数量取得され、かつ、経常的に消費されるものについては購入時の費用にできます)。非常食も未使用であるので資産計上が必要と考えられなくもありませんが、非常食は備蓄することが目的であり、その時点で事業の用に供したものとされます。従って購入費が数千万円、長期間の保存が可能であったとしても資産計上せず購入時の費用になります。

<相続税の電子申告が開始～基本税目すべて整いました～>

今年の 10/1 から相続税の電子申告(etax)の受付が開始されました。当方利用の申告ソフトは 10/19 からの対応開始により 10/23 に電子申告により提出しました。相続人全員の利用者識別番号を取得しなければならず相続人が多い場合はその点が少々面倒です。個人が所得税、贈与税の申告を電子申告で行う場合には事前に利用者識別番号を取得しなければなりません。従って既に電子申告を行っている相続人であれば利用者識別番号は取得しているので改めて取得する必要はありません。当方所得税関与の相続人であれば既に取得しているので取得不要ですが多くの相続人については取得が必要となりそうです。

相続税の電子申告のメリットは以下です。

(1) 相続税の申告書に押印不要

(2) マイナンバー通知、身分証明書のコピーの提出不要

相続税の申告書は電子申告で送れますが戸籍謄本、評価明細書などの添付書類を電子申告で送ることはできません。これらの添付書類は後日、郵送、又は税務署に持ち込み提出します。

法人税、消費税、所得税、贈与税の申告は既に電子申告で行っており、相続税の電子申告が開始されたことにより当方が提出するほぼ全ての申告書は電子申告で提出が可能となりました。これによる作業効率の恩恵は税務知識の維持向上に振り向けたいと思います。

<11月の税務など>

・10月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 11月11日(月)
・9月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 12月 2日(月)
・3月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 12月 2日(月)
・消費税の年税額400万円超の3月、6月、12月 決算法人の中間申告	申告期限 12月 2日(月)
・所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納付期限 12月 2日(月)
・所得税の予定納税額の減額申請	申請期限 11月15日(金)
・個人事業税の納付(第2期分)	11月中において都道府県の条例 で定める日

<あとがき>

裁判員制度が導入されてから今年で10年になります。導入当初は呼び出しが来たらどうしようかと思いましたが一向に来る気配がありません。そうなると何で呼ばないのだとなるのが人情です。私ほど裁判官に向いている人間はいないのにけしからん！(裁判員だよ)俺にも木づちを打たせろ！(日本じゃ使ってないよ) ということで最高裁判所に乗り込みました。

最寄駅は「永田町駅」(徒歩5分)ですが「国会議事堂前駅」(徒歩15分)から国会議事堂を外から見学がてら向かいました。集合場所の南門・西門に到着し警備員に氏名を伝え確認、建物の外で案内開始時間までしばし待たされます。外で待たされるので暑い夏、寒い冬はギリギリに到着する方が良さそうです。時間になると若いイケメンの担当者が登場。総勢20名弱(外国人が数名いました)、担当者の引率で建物の外階段を上り建物内部に入ります。荷物、スマホ等はロッカーに預けセキュリティチェックを受けます。内部での写真撮影は禁止です。

建物模型(旧建物と現建物)を使用しての建物等の説明、その後大法廷に入り傍聴席に座って説明を聞きました。時々テレビで見る裁判官15人席の最高裁判所で最も広い法定です。他の裁判所と異なり証言台がありません。事実認定のための証人尋問は下級審で実施済みであり事実に基づく法律解釈をする場であるから不要とのことでした。

昭和49年の竣工、茨城県稲田産の花崗岩を10万枚使用した建物は外部も内部も立派で贅沢です。大法廷の天井には円筒形の吹き抜けが施され外部からの光が差し込み照明を消しても比較的明るいです。

最後に大ホールで2体あるブロンズ像(1体はギリシャ神話の法の女神「テミス」をイメージした右手に剣、左手に天秤を持つ像)その他の説明を受けます。天井が高くここも広くて立派です。

約40分の見学で少々物足りなさを感じましたが行き方はわかったのでいつ呼ばれても大丈夫です(最高裁判所には呼ばれないよ)。

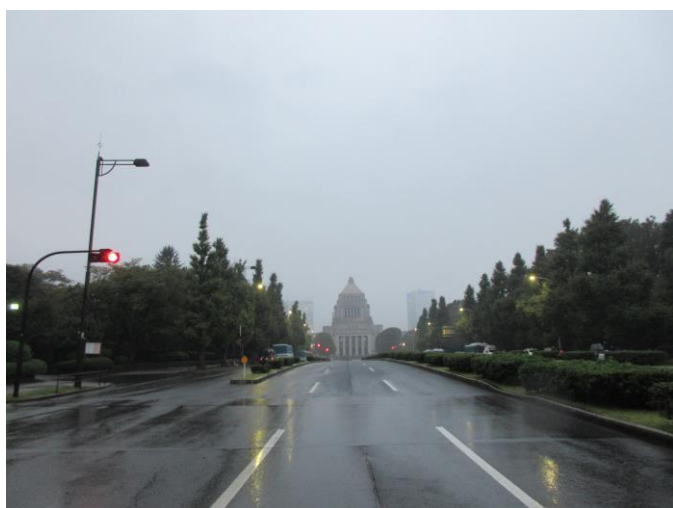
終了後、大雨の中、敷地外から外観を見学、その後国会議事堂前にある「国会前庭洋式庭園」「国会前庭和式庭園」を散策しました。大雨のため国会周辺を警備する見回り警官以外は誰もいませんでした。



正門(木で建物全貌見えず残念)



広告記念像(電通建設)方面から
(同じく建物全貌見えず)



国会前の通りを隔てて右が洋式、左が和式庭園



和式庭園